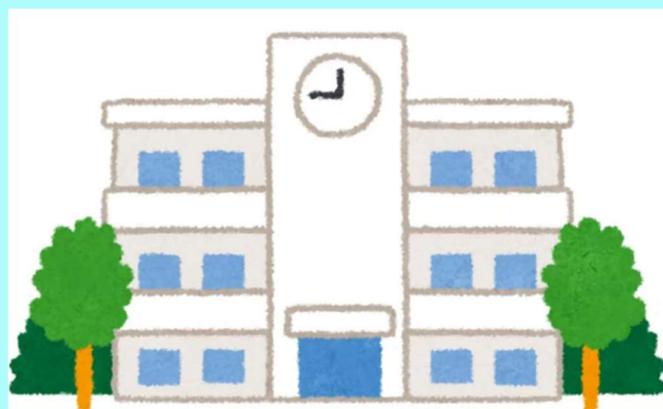


学校再開 ガイドライン



令和2年（2020年）5月

甲賀市教育委員会

【令和2年（2020年）6月1日改訂】

【令和2年（2020年）6月25日改訂】

登校前・登校時

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察の記録表」に記入し、担任に提出する。発熱や風邪等の症状がある場合は必ず自宅で休養する。家庭で検温等が出来なかった場合は、学校で検温等を行う。
- マスクを着用する。（暑いときなどは無理しない）
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。
- 徒歩や自転車での通学の場合、周囲との間隔を空けて、登校する。
- 公共交通機関を利用する場合も、マスクを着用し、周囲との会話を控える。
- 登校後、各教室に入る前に手洗いを確実にを行う。



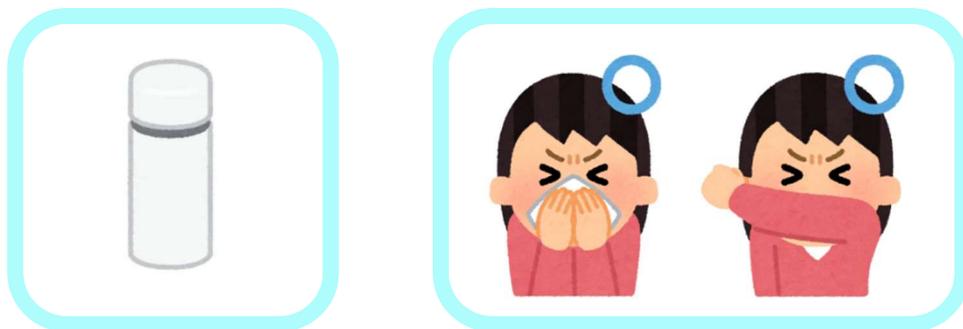
学校生活

- こまめに手洗いを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう、休み時間を長く設けるなど工夫する。
- 授業中にもこまめな水分補給を行うことを認める。
- 室内では常時マスク着用を基本とするが、熱中症に十分配慮する。
- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにする。エアコン使用の場合は、業間に換気する。
- 蛇口・ドアノブ・手すり・スイッチなどの共有部分は、できるだけ触れる回数を減らし、1日1回は消毒する。
- 室内においては、児童生徒間の距離をできるだけ離すとともに、大声を出すことは控える。
- 校内に咳エチケット等のポスターを掲示し、児童生徒への指導を徹底する。(★参考ポスター P. 3)
- 体育の活動中は、マスクの着用は必要ないが、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの感染リスクを避ける対策を講じる。
- 軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、着用を拒否しないが、家庭用マスクの着用を指導する。
- 各教科の授業において、感染対策を行った上で、学習活動の範囲を広げることとする。



学校生活

- 水泳の授業は中止する。
- 運動会や文化祭、各種発表会、修学旅行など児童・生徒が密集して長期間活動する学校行事については、延期や中止を検討する。
- フェイスシールドについては、教員が学習内容や活動状況に応じて活用することとする。
- 児童生徒のフェイスシールドについては、学校で保管し、想定される第2波、第3波の状況や市内の感染状況に応じて活用する。



参考ポスター：内閣官房「新型コロナウイルス感染症の対応について」：感染予防のために、できること



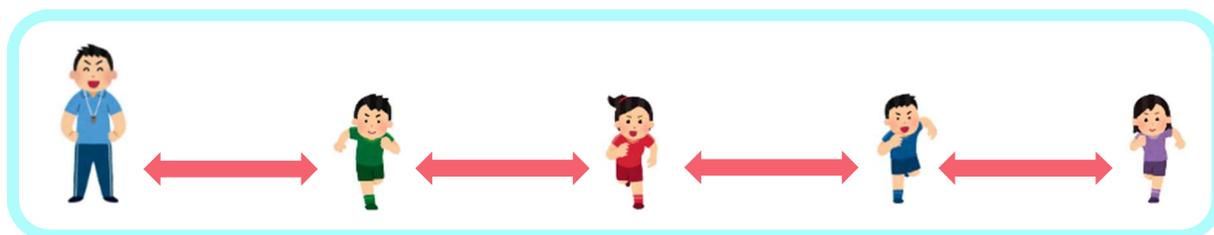
給食・食事

- 食事の前には、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- マスク・ビニール手袋の着用や手洗いを徹底し、衛生的な服装で給食の配膳を行う。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空ける。また、食事中はマスクを外すことから、特に感染リスクが高いため、飛沫を飛ばさないように会話を控える。



部活動

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒に任せて実施するのではなく、教師や部活動指導員の下で実施する。
- 学校生活と同様に、手洗い・水分補給・マスク着用・換気・アルコール消毒など、基本的な感染対策を徹底した上で実施する。（マスク着用については、P2の体育の授業に準ずる）
- 活動に際しては、生徒間の距離をできるだけ空けて、大声での会話や発声は避ける。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間・活動場所の重なりを避けるなど、人の密度を下げる工夫を行う。
- 疲労により感染リスクが高まるため、過度な運動は控える。
- 集団での活動機会を避け、基礎体力などを養うなど、個人練習を中心に行う。
- 部室等の利用に当たっては、短期間の利用とすることや、一斉に利用させないことで、密集を防ぐようにする。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる児童生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。



休業等の基準

- 児童生徒や教職員が、PCR検査を受けることになった場合は、学校に連絡し、学校は市教委に報告する（疑いがある場合も含む）。この場合、児童生徒や教職員は、自宅待機とする。
- 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合にも、自宅待機とする。
- 検査結果や症状の重さ、学校内における感染の広がりなどを考えて、対応を判断する。その結果、学校全体の臨時休業にとどまらず、近隣校または地域全体の臨時休業などの実施を検討する。
- 休業等の措置については、市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議し、決定する。

